

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）
委 員 田 村 兼 吉
委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月14日 14時00分ごろ
発生場所	和歌山県みなべ町目津崎北西方沖 目津崎南方灯標から真方位319° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 46.7′ 東経135° 16.5′）
事故の概要	遊漁船海鳳丸は、東北東進中、干出岩に乗り揚げた。 海鳳丸は、釣り客9人が負傷し、船底の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和3年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 海鳳丸、7.3トン WK2-3977（漁船登録番号）、個人所有 11.95m（Lr）×3.42m×1.40m、FRP ディーゼル機関、426.60kW、平成5年5月9日 第252-18929号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年3月8日 免許証交付日 令和3年10月19日 （令和9年3月7日まで有効）
死傷者等	軽傷 9人（釣り客A、釣り客B、釣り客Cほか釣り客6人）
損傷	船首部から船尾部にかけての船底に破口を伴う擦過傷、左舷中央部から同船尾部にかけての外板に破口、推進器翼に曲損及び欠損、シューピースに破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客10人を乗せ、令和3年11月14日04時45分ごろ和歌山県田辺港西方沖約15Mの釣り場に向けて同港を出航し、同釣り場で遊漁を行った後、08時00分ごろ同港西方沖約20Mの釣り場に移動した。 船長は、漂泊を開始後、眠気を感じながら遊漁を続け、12時20分ごろ帰航を開始し、24MレンジとしたGPSプロッター、4Mレ

ンジとしたレーダーを作動させ、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて自動操舵で操船に当たり、田辺港に向けて約11.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進した。

本船の釣り客は、釣り道具の片付けを終え、前部甲板（釣り客A、釣り客B、釣り客Cほか2人）、操舵室前方の船室内（1人）及び後部甲板（4人）に分かれ、それぞれ甲板上に横になったり、椅子に腰を掛けたりして休息した。（図1参照）

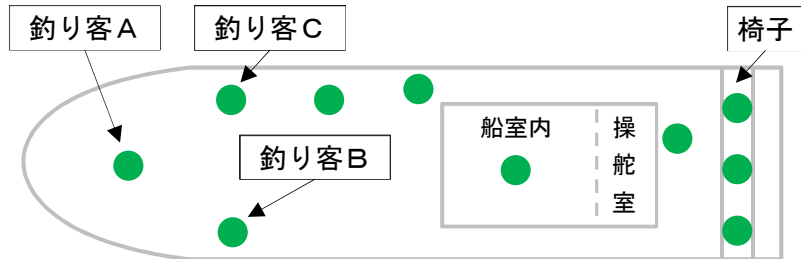


図1 釣り客の休息位置

船長は、東進中、眠気を払拭^{ふっしょく}する目的で、ふだんと同様に、操舵室の窓を開けて風に当たったり、コーヒーを飲んだり、ガムを噛^かんだりしながら航行していた際、左舷船首方に南東進する大型船舶を認め、同船舶の船尾方を通過しようと、操縦リモコンの操舵ダイヤルを左に回して北東進する針路に設定した。

船長は、大型船舶の船尾方を通過後、強い眠気を感じるようになる中、田辺港に向かう針路に戻そうと、12時50分ごろGPSプロッターの船首輝線が同港に向くように操縦リモコンの操舵ダイヤルを右に回したが、その後、間もなく居眠りに陥った。

本船は、船長が居眠りに陥ったまま、約11.0knの速力で東北東進を続け、14時00分ごろ目津埼北西方沖の八丈島^{はちじょう}と称する干出岩に乗り揚げた。（写真1参照）



海上保安庁提供

写真1 八丈島に乗り揚げた本船

	<p>釣り客A及び釣り客Bは、前部甲板の中央部及び左舷側でそれぞれ横になり仮眠をとっていたところ、乗揚時の衝撃で目が覚め、直後、右半身や頭部が船体に当たって負傷した。</p> <p>釣り客Cは、前部甲板の右舷側で横になり仮眠をとっていたところ、乗揚時の衝撃で目が覚め、直後、本船が左舷側に傾いて前部甲板の左舷側に落ち、左半身が船体に当たって負傷した。</p> <p>船長は、乗揚時の音と衝撃で目が覚め、本船の船体全体が干出岩に乗り揚げて左舷側に傾斜していることが分かり、茫然とする中、主機を使用して岩場からの脱出を試みたが、脱出できず、無線で僚船に本事故の発生を伝え、支援を求めた。</p> <p>釣り客Cは、船長が茫然とする中、118番通報を行った。</p> <p>本船の釣り客10人は、互いに協力して干出岩に下り、支援に駆け付けた遊漁船に移乗して田辺港に運ばれた後、うち8人が救急車で病院に搬送され、後日、うち1人が病院を受診した。</p> <p>船長は、釣り客とは別の遊漁船に移乗し、同船上で海上保安庁の調査を受けた後、本船の監視に当たった。</p> <p>負傷した本船の釣り客9人は、釣り客Aが右肋骨3本の骨折等を、釣り客Bが頭部裂傷等を、釣り客Cが左腰部打撲等を、その他の釣り客が頸椎捻挫、右側頭部打撲、右腰部捻挫、右膝打撲、下唇切創等を負った。</p> <p>本船は、17日に台船上に揚収され、田辺港に運搬された。 (付図1 事故発生経過概略図、写真2 本船、写真3 本船の損傷状況(左舷側) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.8mであった。</p> <p>本船の自動操舵装置は、操縦リモコンの操舵ダイヤルを回して設定した針路を保持するようになっていた。</p> <p>船長は、本事故前日の13日17時00分ごろ出航して遊漁を行った後、本事故当日の00時00分ごろ田辺港に戻り、片付けなどを行って02時00分ごろ帰宅したが、04時45分の出航までに約1時間の睡眠しかとれていなかった。</p> <p>船長は、操舵室の窓を開けて風に当たるなどしていたものの、睡眠不足の状態の中、海上が平穏で、太陽の日差しを受けて操舵室内が暖かく、また、大型船舶を避航して安心し、気が緩んだので、眠気が強くなり、居眠りに陥ったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、大型船舶を避航した後、GPSプロッターの船首輝線が田辺港に向くように操縦リモコンの操舵ダイヤルを右に回した際、強い眠気によって注意力を欠いた状態の中、船首輝線が同港に向いているか十分に確認しなかったため、設定した針路が八丈島に向かって東北東進する針路になっていたと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、田辺港西方沖を自動操舵で北東進中、船長が、覚醒水準が低下した状態で、同港に向くように操縦リモコンで針路を設定しようとした際、八丈島に向かって東北東進する針路を設定し、その後、間もなく居眠りに陥り、同じ針路で航行を続けたことから、八丈島に乗り揚げたものと推定される。</p> <p>船長は、操舵室の窓を開けて風に当たるなどして居眠り運航の防止措置を採っていたものの、睡眠不足の状態であったこと、海上が平穏で、太陽の日差しを受けて操舵室内が暖かい中、操縦席に腰を掛けて操船に当たっていたこと、及び大型船舶を避航して気が緩んだことから、覚醒水準が低下し、その後、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、田辺港西方沖を北東進中、船長が、覚醒水準が低下した状態で、同港に向くように針路を設定しようとした際、八丈島に向かって東北東進する針路を設定し、その後、間もなく居眠りに陥り、同じ針路で航行を続けたため、八丈島に乗り揚げたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、十分な睡眠時間を確保した上で遊漁船の運航を行うこと。 ・遊漁船の船長は、航行中、眠気を感じて居眠り運航の防止措置を採る場合、操舵室の窓を開けて風に当たったり、コーヒーを飲んだりすることに加え、立って操船に当たること。 ・遊漁船の船長は、船舶事故が発生した場合、釣り客の負傷状況の確認や救護を最優先に行うとともに、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

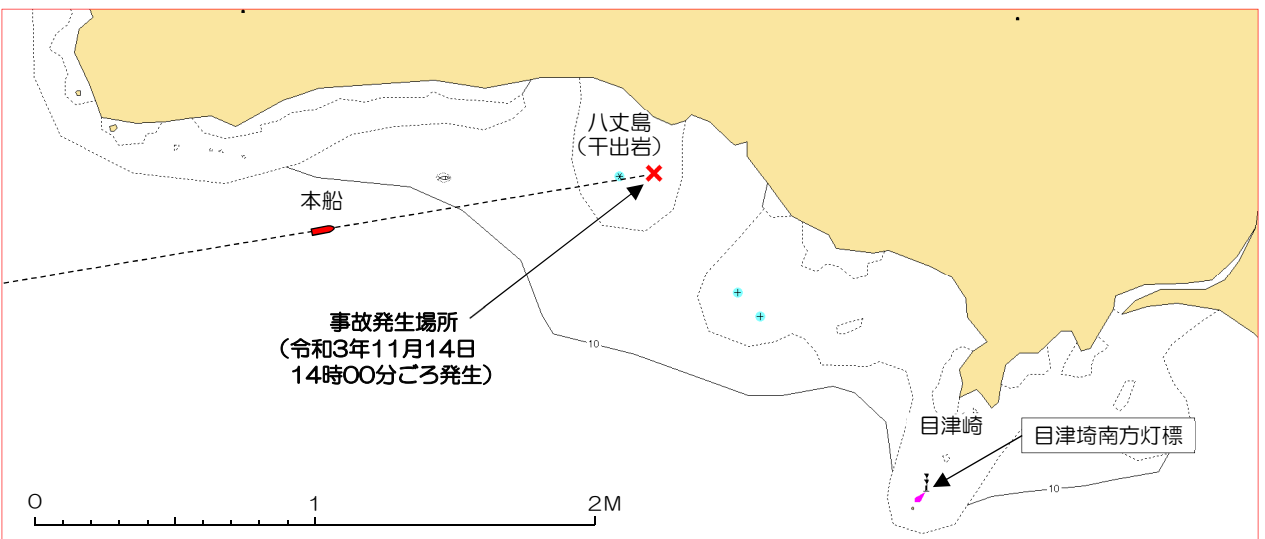
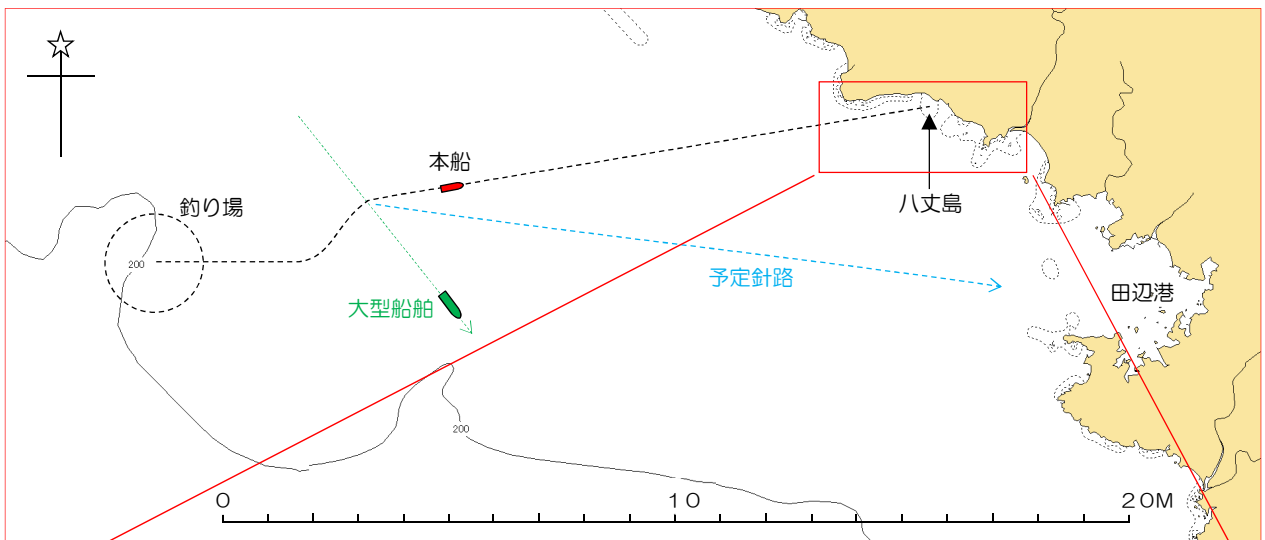
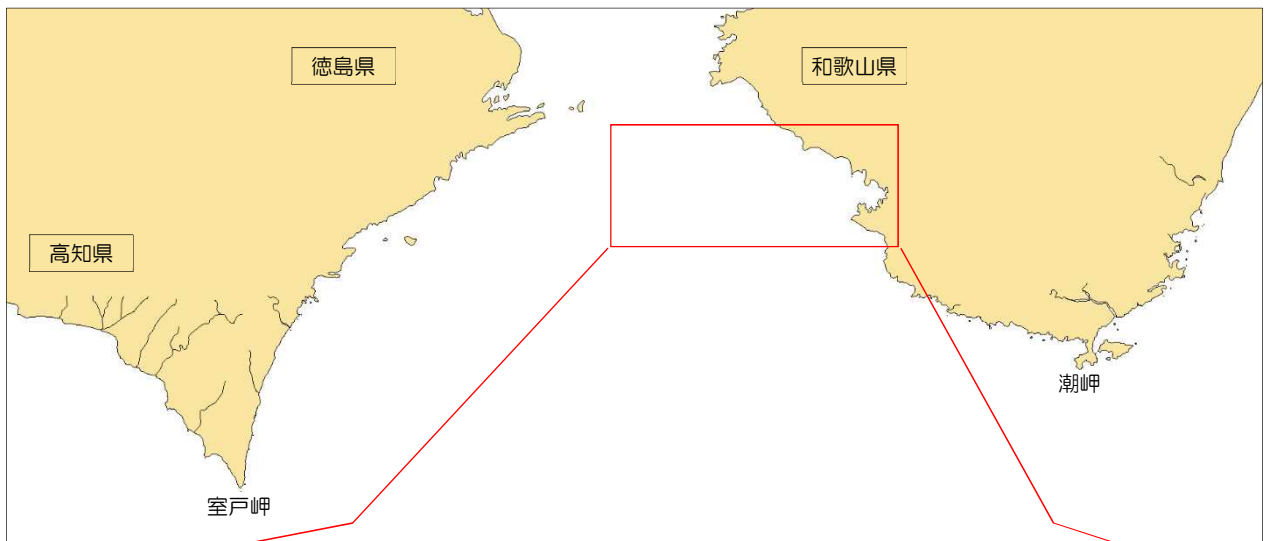


写真2 本船

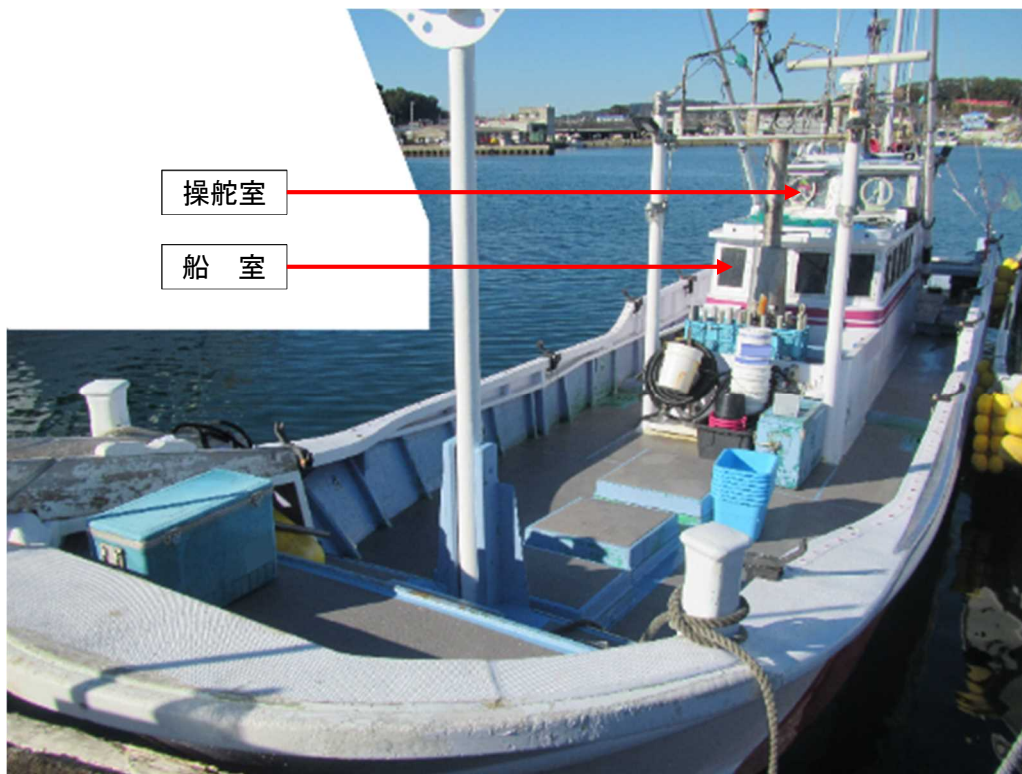


写真3 本船の損傷状況（左舷側）

